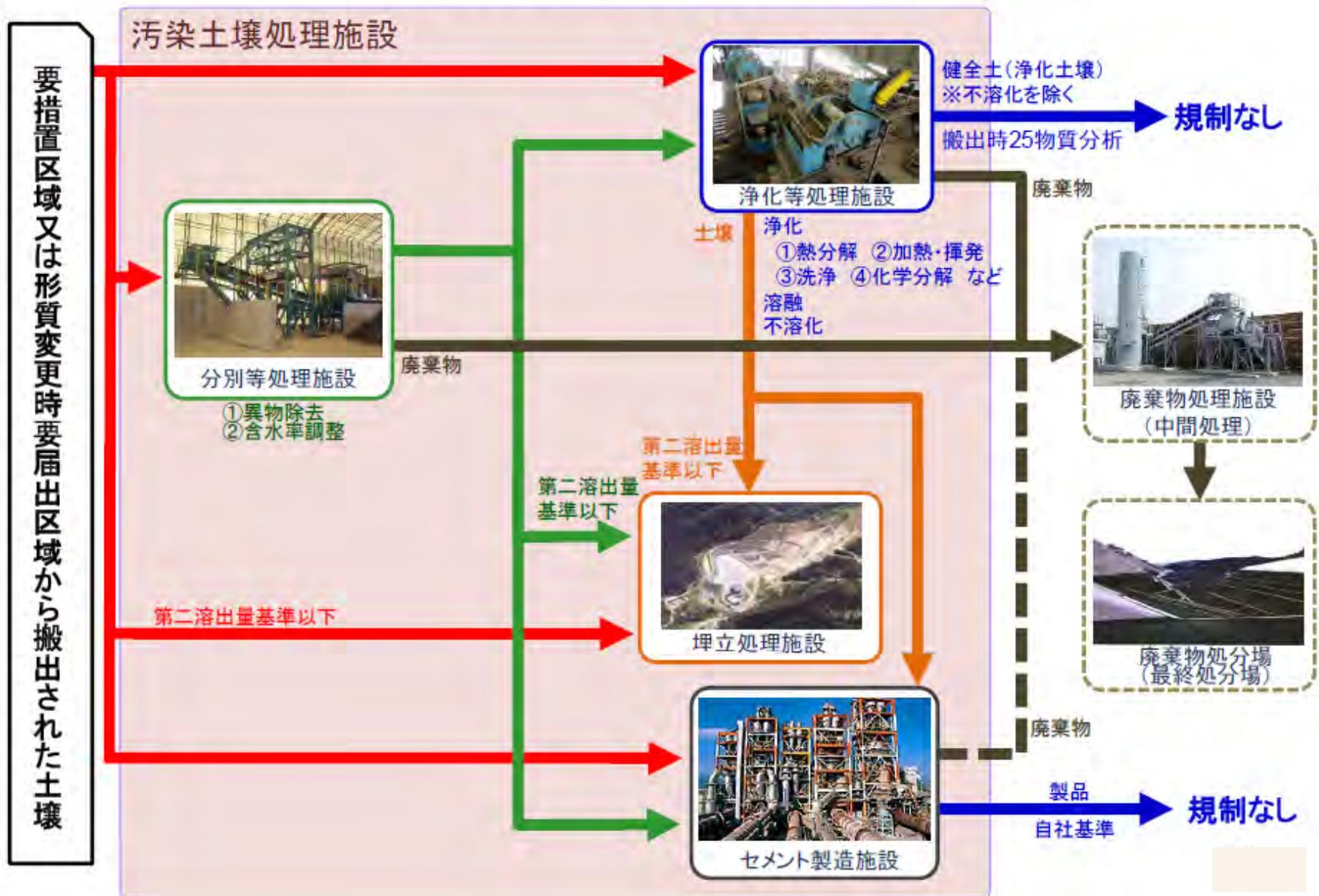


(2) 汚染土壌の処理の内容と施設の定義



(3) 汚染土壌処理施設の許可及び汚染土壌の処理に関する基準

汚染土壌及びその処理に伴って生じた汚水等が飛散し、揮散し、流出し、地下に浸透すること等を防止するための基準

汚染土壌処理業を行うには、汚染土壌処理施設ごとに都道府県知事の許可(汚染土壌処理施設の構造基準等に適合していることが必要)を受けなければならない。
また、汚染土壌の処理に際しては、汚染土壌の処理に関する基準に従う必要がある。

1. 汚水の公共用水域又は下水道への排出に関する規制

- ・水質汚濁防止法に規定する排水基準に適合する排出水での排出
- ・排出される水の測定義務

2. 汚染土壌の処理に伴って発生するガスの大気への排出に関する規制

- ・カドミウム、塩素等特定有害物質のうち大気汚染防止法に規定する排出基準に適合しない気体の排出の禁止
- ・水銀、ジクロロメタン、ベンゼン、PCB、ダイオキシン等の測定義務

3. 汚水の地下浸透(土壌汚染)の防止に関する規制

- ・床面、壁面は汚水が浸透しない材料で築造され、又は被覆されている
- ・地下水の測定義務

4. その他

(4) 汚染土壌管理票の流れ

要措置区域等
からの搬出



第20条 管理票による管理

第22条第6項 汚染土壌の処理基準
(第20条に準じた管理票:2次管理票による管理)

管理票の交付・保存義務

- ① 汚染土壌を搬出する者(管理票交付者)は、運搬受託者に対し、必要事項を記載した管理票を交付しなければならない。ただし、非常災害の場合等を除く。
- ② 運搬受託者は、汚染土壌の運搬を終了したときは、管理票に必要事項を記載し、10日以内に管理票交付者に管理票の写しを送付しなければならない。
- ③ 処理受託者は、汚染土壌の処理を終了したときは、必要事項を記載し、10日以内に管理票交付者、運搬受託者に管理票の写しを送付しなければならない。
- ④ 管理票交付者は、管理票の写しの送付を受けたときは、汚染土壌の運搬、処理が終了したことを管理票の写しにより確認し、5年間保存(運搬・処理受託者も同様)しなければならない。

処理基準に基づく管理票による管理

- ① 汚染土壌を再処理汚染土壌処理施設に搬入するため、その土壌の運搬を他人に委託する場合には、当該運搬受託者に対し、管理票を交付しなければならない。
- ② 分別等処理施設又は浄化等処理施設(処理受託者)から搬出された汚染土壌の引渡しを受けた再処理汚染土壌処理業者は、管理票に記載されている事項に誤りがないかどうかを確認し、その写しを処理受託者に対して送付しなければならない。

(汚染土壤管理票の様式・記入例)

(管理票交付者・運搬実施者・処理受託者が記入)

様式第十九 (第六十七条第二項関係)

管理票

整理番号 0000001

管理票交付者 氏名又は名称、法人にあっては代表者の氏名 〒100-0000 東京都千代田区霞が関〇-〇-〇 〇×ビル23F TEL 03-0000-0000 FAX 03-0000-0000	氏名又は名称 株式会社 土壌運搬 〒101-0000 東京都千代田区駿台町〇-〇-〇 ××ビル3F TEL 03-0000-0000 FAX 03-0000-0000	氏名又は名称 浄化リサイクル 株式会社 鶴岡工場 〒997-0000 山形県鶴岡市〇〇町0000-00 TEL 0235-00-0000 FAX 0235-00-0000	交付担当者の氏名	土木 一郎	
			交付年月日	2010年 5月 1日	
住所及び連絡先			交付番号	第 01-0001 号	
汚染土壤の特定有害物質による汚染状態 (※該当欄に濃度又はレ点を記入)					
<input type="checkbox"/> 四塩化炭素 <input type="checkbox"/> 1,2-ジクロロエタン <input type="checkbox"/> 1,1-ジクロロエチレン <input type="checkbox"/> シス-1,2-ジクロロエチレン <input type="checkbox"/> 1,3-ジクロロプロペン <input type="checkbox"/> ジクロロメタン <input type="checkbox"/> アトラクロロエチレン <input type="checkbox"/> 1,1,1-トリクロロエタン <input type="checkbox"/> 1,1,2-トリクロロエタン		溶出量基準 第二溶出量 超過 基準超過 <input checked="" type="checkbox"/> トリクロロエチレン <input type="checkbox"/> ベンゼン <input type="checkbox"/> シマジン <input type="checkbox"/> チオベンカルブ <input type="checkbox"/> チウラム <input type="checkbox"/> PCB <input type="checkbox"/> 有機りん化合物	溶出量基準 第二溶出量 超過 基準超過 0.4mg/L	溶出量基準 第二溶出量 含有量基準 超過 基準超過 超過 <input type="checkbox"/> カドミウム及びその化合物 <input type="checkbox"/> 六価クロム化合物 <input type="checkbox"/> シアン化合物 <input type="checkbox"/> 水銀及びその化合物 <input type="checkbox"/> セレン及びその化合物 <input type="checkbox"/> 鉛及びその化合物 <input type="checkbox"/> 砒素及びその化合物 <input type="checkbox"/> 汞及びその化合物 <input type="checkbox"/> ほう素及びその化合物	汚染土壤の荷姿 フレコンバッグ 汚染土壤の体積 5 m ³ 汚染土壤の重量 10 t・kg
要措置区域等の所在地	自動車等の番号及び運搬担当者の氏名		運搬区間	引渡し年月日	
<input checked="" type="checkbox"/> 積替え場所 <input type="checkbox"/> 保管場所 〒163-0000 東京都新宿区〇-〇-〇 △▲工業 新宿事業所 積替え又は保管場所 名称及び所在地 〒135-0000 東京都江東区〇×町〇-〇-〇 東京埠頭 株式会社 TEL03-0000-0000 FAX03-0000-0000 <input type="checkbox"/> 積替え場所 <input checked="" type="checkbox"/> 保管場所 〒030-0000 青森県青森市〇△町〇〇-〇 青森埠頭倉庫 株式会社 TEL017-000-0000 FAX017-000-0000	自動車等の番号	足立 100 あ 00-00	要措置区域 (新宿区〇〇)	2010年 5月 6日	
	担当者氏名	株式会社 土壌運搬 道野 通	↓		
	自動車等の番号	JP-ABC-12345-D404	東京埠頭 (東京都江東区〇×町)	2010年 5月 11日	
	担当者氏名	日本海海運 株式会社 海野 渡	↓ 青森埠頭倉庫 (青森県青森市〇△町)		
	自動車等の番号	青森 100 あ 00-00	青森埠頭倉庫 (青森県青森市〇△町)	2010年 5月 15日	
	担当者氏名	東北運送 株式会社 坂田 昇	↓ 浄化リサイクル株式会社鶴岡工場 (山形県鶴岡市〇〇町)		
汚染土壤処理施設の名称及び所在地	名称	浄化リサイクル 株式会社 鶴岡工場			
所在地	〒997-0000 山形県鶴岡市〇〇町0000-00				
許可番号	第 〇〇〇〇〇〇〇〇〇 号				
引渡しを受けた者の氏名	門田 守	処理担当者の氏名	土野 清	処理方法	
				浄化-分解 (加熱処理)	
				処理終了年月日	
	2010年 5月 20日		2010年 6月 25日	2010年 6月 20日	
運搬受託者からの返送確認日		処理受託者からの返送確認日		備考	

改正土壤汚染対策法のポイント その4

指定調査機関の信頼性の向上

- 指定の更新制度の導入（5年ごとにその更新を受けなければ、指定失効）
 - ※改正前に指定を受けている指定調査機関は、平成22年4月1日に改正後の法による指定を受けたものとみなす。
- 技術管理者の設置、技術管理者による監督義務の新設（技術管理者は環境大臣が行う試験に合格した者）
 - ※改正前に指定を受けている指定調査機関における改正前の省令に基づく「技術上の管理をつかさどる者」については、平成25年3月31日までの間は、技術管理者とみなす。
- 指定調査機関の指定の基準の厳格化（技術管理者の適正配置）
- 業務規程内容の充実及び帳簿の備付け義務の新設等